

## 鳥海山 木のおもちゃ館「トイ・ショップ」出店者 募集要項

### 1. 募集の目的について

木を通して子どもたちの豊かな心をはぐくむとともに、大人から子どもまで世代を超えた交流の場となる、鳥海山木のおもちゃ館（以下、「おもちゃ館」という。）が平成30年7月1日にオープンし、市内外から年間4万人超の入館者が訪れています。

おもちゃ館には、木が持つ温もりを感じさせる「おもちゃ」や、伝統的な「おもちゃ」などを展示・販売するブースとして、誰もが自由に入出りできる「トイ・ショップ」を設置しております。

良質な「おもちゃ」の提供と情報発信により、木育の推進に寄与していただく「トイ・ショップ」の出店者を募集します。

### 2. 出店施設の概要

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 所在地     | 由利本荘市町村字鳴瀬台65番地1   |
| (2) 施設の名称   | 鳥海山 木のおもちゃ館  |
| (3) 出店エリア   | トイ・ショップ（受付、休憩スペースとの併設）<br>占有面積：41.0㎡程度（室内面積の約1/2）  |
| (4) 施設の開館時間 | 9時～16時、冬期間（12月～2月）は10時～16時   |
| (5) 休館日     | ・毎週木曜日（この日が祝日の場合はその前日）<br>・冬期間（12月～2月）は水・木曜日が休みとなる<br>・9月と1月または2月に臨時・特別休館日（3～7日間）がある<br>・1月1日～2日及び12月31日 |

### 3. 開店予定日 令和7年9月7日（日）

### 4. 使用期間

- (1) 当初の使用期間は、開館日から令和8年3月31日までとし、それ以降は1年ごとに更新し、自動継続することを基本とする
- (2) 開店準備のための事前使用（無償）については、現在、出店している出店者との調整を図った上で使用するものとする。

### 5. 応募資格（※以下の条件をすべて満たすものとします。）

- (1) 秋田県内に事業所を有する法人または個人である

- (2) 営業に関して必要な知識や経験等を有している
- (3) 経営組織や他の出店者と協調、協力ができる
- (4) 公共の福祉や安全を脅かす恐れのある団体等に属していない
- (5) 税金を滞納していない

## 6. 出店条件

### (1) 営業日及び営業時間

- ア おもちゃ館開館日の9時～16時を基本の営業日及び営業時間とする。
- イ 管理者と出店者の協議により営業時間の変更も可とする。

### (2) 取扱商品の内容

- ア 地元産の木材を使用し、地元の職人が作った木のおもちゃ。
- イ 創造性を育み、多世代交流に資するおもちゃ。
- ウ 日本国内や世界各地に伝わる伝統的・民族的なおもちゃ。
- エ 安全性に配慮し木育推進に資するおもちゃ。
- オ その他、地域内で製造販売している特産品。

### (3) 経費等の負担

- ア 出店者に対する使用料は、月額35,600円とする。ただし、使用許可更新時等において見直しをする場合がある。
- イ 電気、ガス、水道、通信費その他の必要な管理経費は、開店前の準備期間から出店者の負担とする。  
※光熱水費の経費負担は、子メーター対応で算出した額の半額
- ウ 出店者が使用する事務用品や家具備品、備付け以外の展示用什器、その他営業関係器具・物品等は、出店者の負担とする。
- エ 共益部分の負担はないものとする。(駐車場、トイレ、広場など)

### (4) その他

- ア 展示販売品の保守と整理整頓に留意し、ショップの安全管理と衛生的な環境整備に努めること。
- イ 常勤の従業員の中から現場責任者を定め、指定管理者(経営組織)に報告するとともに、相互連携に努めること。(月1回、連携会議開催予定)
- ウ 現在、出店している出店者からの引き継ぎ等を滞りなく行い、おもちゃ館の営業に支障を与えないこと。
- エ トイ・ショップの運営や木のおもちゃ館の営業に支障がある場合は使用許

可を解除します。

オ 使用許可が解除された場合には、使用施設の原状回復を行うこと。

## 7. 審査方法等

(1) 所定の審査基準により、提出された書類の審査を行い指定管理者が決定します。また必要に応じて、面接審査等を行う場合もあります  
※具体的な審査日等については、決定し次第通知します

### (2) 審査基準項目（一例）

- ア 出店希望者のコンセプト（ねらい等）
- イ 事業経験及び資質・資格
- ウ 事業計画の妥当性
- エ 販売商品の企画・展示力
- オ おもちゃ館運営及び市内への波及効果
- カ 経営理念と事業継続力

(3) 出店者が確定次第、申込者に通知します（6月下旬）

## 8. 申請方法

- (1) 受付期間：令和7年5月19日（月）～令和7年6月20日（金）16時必着
- (2) 受付時間：9時00分～16時
- (3) 受付場所：〒015-0363 由利本荘市町村字鳴瀬台 65-1  
鳥海山 木のおもちゃ館
- (4) 提出方法：申請書類の提出は、持参もしくは郵送とする
- (5) 提出先：特定非営利活動法人 由利本荘木育推進協会  
（※住所は「受付場所」に同じです。）

## 9. 申請書類

- (1) 出店申込書（様式1）
- (2) 事業計画書（様式2）
- (3) 添付書類（納税証明書等、他 ※様式1, 2に記載されています）
- (4) その他、指定管理者が特に必要と認める書類

## 10. 説明会及び現地見学会

(1) 説明会は、令和7年6月5日（木）10時から鳥海山木のおもちゃ館にて行い、

説明会終了後に現地見学会を行う

- (2) 説明会及び現地見学会に参加を希望する場合は、必要事項を記入した申込書（様式3）を事前（6/2まで）にFAXまたはメールで提出しなければならない
- (3) 説明会及び現地見学会に参加しなくても、出店申込は可能とする

#### 11. 出店者募集に関する質疑

- (1) 募集要項等の内容に質疑がある場合は、質疑書（様式4）に記載の上、令和7年6月9日（月）までFAXまたはメールにて提出すること
- (2) 質疑書に対する回答は、6月16日（月）までに、説明会参加申込者及び質疑書提出者全員にFAXまたはメールにて送ります。
- (3) 都合により回答期限に間に合わない場合は、その旨を全員に通知します

#### 12. その他

- (1) 申請に要した経費は、すべて申込者の負担とします
- (2) 申込者からの申請書類等は、返却しません

#### 13. 問合せ先

〒018-0692 由利本荘市町村字鳴瀬台 65-1

特定非営利活動法人 由利本荘木育推進協会

TEL：0184-74-9070

FAX：0184-74-9079

メールアドレス：info@yurihonjo-mokuiku.jp